

水戸市指定障害者支援施設等基準条例の制定について（案）

1 条例制定の経緯

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、茨城県が制定した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第74号）」で定める基準が適用されております。

本市は、平成32年（令和2年）4月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが、中核市へと移行した場合は、茨城県から、指定障害者支援施設等に関する事務が移譲されることとなることから、「水戸市指定障害者支援施設等基準条例」を制定するものです。

2 条例の趣旨

本市に所在する指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定め、当該施設における適正なサービスの確保を図るものです。

3 条例の主な内容

「水戸市指定障害者支援施設等基準条例（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

なお、国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し、地域の実情に応じて独自に定めることができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な事業者の排除	法人であること。	基準省令に加え、その代表者等が水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこととします。
(2) 従業者との雇用契約等	(なし)	従業者との雇用契約等の内容は書面で確認できることとします。
(3) 文書による契約	指定障害者支援施設等は、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、指定施設障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意	基準省令に加え、サービス提供に当たり、利用申込者の同意は、文書によることとします。

	を得なければならない。	
(4) 保険外サービスの根拠の明示	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	施設障害福祉サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額についての利用申込者の同意は、文書によることとします。
(5) 成年後見制度の活用の支援	(なし)	必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援するよう努めることとします。
(6) 口腔衛生の確保	(なし)	口腔の衛生の確保の取組を行うよう努めることとします。
(7) 運営規程の項目	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針, ②提供する施設障害福祉サービスの種類, ③従業者の職種, 員数及び職務の内容, ④昼間実施サービスの営業日及び営業時間, ⑤利用定員, ⑥施設障害福祉サービスの内容及び費用の種類及びその額, ⑦昼間実施サービスの通常の事業の実施地域, ⑧サービスの利用に当たっての留意事項, ⑨緊急時における対応方法, ⑩非常災害対策, ⑪虐待防止のための措置に関する事項, ⑫その他運営に関する重要事項	基準省令に加え, 苦情・相談の窓口及び入退所についての基準を規定します。
(8) 勤務体制の記録	指定障害者支援施設等は, 利用者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう, 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	基準省令に加え, 従業者の勤務の体制を記録することとします。
(9) 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て, 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し, それらを定期的に従業者に周知するとともに, 定期的に避難, 救出その他必要な訓練を	基準省令に加え, ①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画の策定, ②計画の定期的な見直し, ③非常災害に備えた食料品等の備蓄, ④非常災害に備えた地域

	行わなければならない。	との連携について規定します。 (③④は茨城県と同じ)
(10) 協力歯科医療機関の確保	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めることを義務付けることとします。
(11) 身体拘束等を行う場合の利用者・家族への説明	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	基準省令に加え、身体拘束等を行う場合は、利用者及び家族に対する説明をすることとします。
(12) 住民への説明	(なし)	指定障害者支援施設等は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行うこととします。
(13) 事故発生時の対応	①指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	基準省令に加え、事故発生時における本市への連絡は、書面の提出によることとします。
(14) 記録文書の保存期限	①指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	整備する記録は、その完結の日から5年間保存することとします。
(15) 記録の保管場所	(なし)	本市が行う文書の提出又は提示の求めに対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとします。

<p>(16)その他の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約支給量の報告等 ・連絡調整に対する協力 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格の確認 ・介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・指定障害福祉サービス事業者等との連携等 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用者負担額等の受領 ・利用者負担額に係る管理 ・介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等 ・サービスの取扱方針 ・個別支援計画の作成等 ・食事 ・健康管理 ・緊急時等の対応 ・定員の遵守 ・衛生管理等 ・掲示 ・情報の提供等 ・利益供与等の禁止 ・苦情解決 ・地域との連携等 ・会計の区分 	<p>基準省令のとおりとします。</p>
-------------------	--	----------------------

※ 「水戸市が定める基準」については、条例に基づく規則等において規定する場合があります。

4 施行期日

平成 32 年（令和 2 年）4 月 1 日